



一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会
定款

目次

第1章 総則	1
第1条 (名称)	1
第2条 (事務所)	1
第3条 (目的)	1
第4条 (事業)	1
第5条 (公告の方法)	1
第2章 会員及び社員	1
第1款 会員	1
第6条 (会員)	1
第7条 (会員になり得る資格)	2
第8条 (会員の資格の取得)	2
第9条 (会費)	2
第10条 (会員資格の喪失)	2
第11条 (除名)	3
第2款 社員	3
第12条 (社員)	3
第13条 (退社)	3
第14条 (除名)	3
第15条 (社員資格の喪失)	4
第3章 会員総会	4
第16条 (構成)	4
第17条 (権限)	4
第18条 (開催)	4
第19条 (招集)	4
第20条 (議長)	4

第21条	(議決権)	4
第22条	(決議)	5
第23条	(議事録)	5
第24条	(会員総会運営規程)	5
第4章	社員総会	5
第25条	(構成)	5
第26条	(権限)	5
第27条	(開催)	5
第28条	(招集)	5
第29条	(議長)	6
第30条	(議決権)	6
第31条	(決議)	6
第32条	(決議の省略)	6
第33条	(報告の省略)	6
第34条	(議事録)	6
第35条	(社員総会運営規則)	7
第5章	役員	7
第36条	(役員の設置)	7
第37条	(役員の選任)	7
第38条	(理事の職務及び権限)	7
第39条	(監事の職務及び権限)	7
第40条	(役員の任期)	8
第41条	(役員の解任)	8
第42条	(報酬等)	8
第6章	理事会	8
第43条	(構成)	8

第44条	(権限)	8
第45条	(招集)	9
第46条	(議長)	9
第47条	(決議)	9
第48条	(決議の省略)	9
第49条	(報告の省略)	9
第50条	(議事録)	9
第51条	(理事会運営規程)	9
第7章	委員会	9
第52条	(委員会)	9
第8章	資産及び会計	10
第53条	(事業年度)	10
第54条	(事業計画及び収支予算)	10
第55条	(事業報告及び決算)	10
第9章	基金	10
第56条	(基金の募集)	10
第57条	(基金の取扱い)	10
第58条	(基金拠出者の権利)	10
第59条	(基金の返還)	10
第60条	(代替基金の積立)	10
第10章	定款の変更及び解散	11
第61条	(定款の変更)	11
第62条	(解散)	11
第63条	(残余財産の帰属)	11
第11章	事務局	11
第64条	(設置等)	11

第 12 章 補則	11
第 6 5 条 (委任)	11
附 則	11

一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会と称する。

第2条 (事務所)

- 1 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第3条 (目的)

当法人は、学校法人聖心女子学院（以下「聖心女子学院」という。）が運営する聖心女子大学（以下「聖心女子大学」という。）の建学の精神に基づき、会員（第2章において定める。本章において以下同じ。）相互の親睦と向上をはかり、聖心女子大学の発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 名簿の作成及び管理
- ② 会報誌などの発行
- ③ 同窓会館の維持、運営及び管理
- ④ 奨学金の給付
- ⑤ その他会員相互の親睦を向上させる事業
- ⑥ 聖心女子大学との連携、連絡、親和及び協力をはかる事業
- ⑦ 社会福祉活動
- ⑧ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑨ 上記各号に附帯関連する一切の事業

第5条 (公告の方法)

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

第1款 会員

第6条 (会員)

- 1 当法人の会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員
 - ② 準会員
 - ③ 名誉会員
- 2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）により規定された次に掲げる一般法人法上の社員（以下「社員」という。）の権利を、

社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- ① 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- ② 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- ③ 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- ④ 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- ⑤ 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- ⑥ 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- ⑦ 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- ⑧ 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第7条 （会員になり得る資格）

- 1 当法人の正会員になり得る資格は、除名されていない者のうち次のとおりとする。
 - ① 聖心女子大学卒業者
 - ② ①以外の者で聖心女子大学大学院修了者（博士課程満期退学者を含む。）
- 2 当法人の準会員になり得る資格は、前項記載の者以外のうち、聖心女子大学に2年以上在籍していた者又は聖心女子大学院に1年以上在籍していた者であり、正会員2名以上の推薦により、理事会において入会を許可された者とする。
- 3 当法人の名誉会員になり得る資格は、理事の推薦により、理事会において入会を許可された者とする。

第8条 （会員の資格の取得）

- 1 前条第1項及び第2項によりそれぞれの会員になり得る資格を有したそれぞれの者は、会費を納入したときに当該会員となる。
- 2 前条第3項により名誉会員になり得る資格を有した者は、名誉会員になることを承諾したときに名誉会員となる。
- 3 前2項の定めにかかわらず、当法人設立時において、権利能力なき社団である聖心女子大学同窓会宮代会が有する会員名簿に正会員、準会員又は名誉会員として記載されていた者は、当法人設立後、それぞれ当法人の正会員、準会員又は名誉会員たる資格を取得する。ただし、権利能力なき社団である聖心女子大学同窓会宮代会に会費を納入していない者は除く。

第9条 （会費）

会員になろうとする者（名誉会員になろうとする者を除く。）は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会が定める会費に関する規程に基づき会費を支払わなければならない。

第10条 （会員資格の喪失）

- 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときのみ、その資格を喪失する。

- ① 当該会員が死亡し、又は、失踪宣告を受けたとき。
- ② 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第11条 (除名)

- 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - ① この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を会員名簿記載の住所に発送しなければならない。

第2款 社員

第12条 (社員)

- 1 当法人における社員は、会員の中から次章に定める会員総会によって選任された者とする。
- 2 社員の任期は、選任後、会員総会において新たな社員が選任されるときまでとする。但し、社員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。また、再任を妨げない。

第13条 (退社)

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第14条 (除名)

- 1 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
 - ① この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、除名した旨を社員名簿記載の住所に発送しなければならない。

第15条 (社員資格の喪失)

- 1 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 当該社員が死亡し、又は、失踪宣告を受けたとき。
 - ② 退社したとき。
 - ③ 除名されたとき。
- 2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第3章 会員総会

第16条 (構成)

会員総会は、すべての会員をもって構成する。

第17条 (権限)

会員総会は、次の事項を行う。

- ① 社員の選任及び解任の決議
- ② 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の報告を受けること
- ③ 第63条第1項の社員総会の決議のための意見の決議
- ④ その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決議

第18条 (開催)

会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後一定の期間以内に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

第19条 (招集)

- 1 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 会員総会を招集するには、会長は、会員総会の日1週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 4 前項の通知は、電磁的方法を用いて行うことができる。

第20条 (議長)

会員総会の議長は会長が当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

第21条 (議決権)

会員総会における議決権は、会員 1 人につき 1 個とする。

第 22 条 (決議)

会員総会の決議は、出席した議決権を有する会員の議決権の過半数をもって行う。

第 23 条 (議事録)

- 1 会員総会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した議決権を有する会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が記名押印又は電子署名しなければならない。
- 3 前項の議事録署名人は議長が指名する。

第 24 条 (会員総会運営規程)

会員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める会員総会運営規程によるものとする。

第 4 章 社員総会

第 25 条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第 26 条 (権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 社員の除名
- ③ 理事及び監事の選任及び解任
- ④ 会長の選任及び解任
- ⑤ 副会長の選任及び解任
- ⑥ 理事及び監事の報酬等の額
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ 解散及び残余財産の処分
- ⑩ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 27 条 (開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後一定期間内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第 28 条 (招集)

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の 1 週間（社員総会に出席しない社

員が書面によって（電磁的方法によって）議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。

4 前項の通知は、電磁的方法を用いて行うことができる。

5 第1項、第3項及び第4項の定めにかかわらず、総社員の同意がある場合、直ちに社員総会を開催することができる。

第29条 （議長）

社員総会の議長は会長が当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

第30条 （議決権）

社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

第31条 （決議）

1 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 役員等の責任の一部免除
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散
- ⑥ その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第36条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

4 第63条第1項の社員総会の決議は、会員総会の意見を聴取したうえで行う。

第32条 （決議の省略）

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第33条 （報告の省略）

理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第34条 （議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印又は電子署名しなければならない。
- 3 前項の議事録署名人は議長が指名する。

第35条 (社員総会運営規則)

社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営規程によるものとする。

第5章 役員

第36条 (役員の設置)

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 11人以上23人以内
 - ② 監事 2人以内
- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者、3親等内の親族及びその関係する同一の団体の役員または使用人である者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事のうち1人を会長とし、2人以内を副会長とすることができる。
- 4 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事、監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

第37条 (役員の選任)

- 1 理事及び監事は、会員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

第38条 (理事の職務及び権限)

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める役員等の職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第39条 (監事の職務及び権限)

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第40条 (役員の任期)

- 1 理事の任期は、任期開始後2年以内に終了する最終事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、再任された会長及び副会長の任期は、最初に選任された任期開始後3年以内に終了する最終事業年度の末日までとする。
- 3 監事の任期は、任期開始後3年以内に終了する最終事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第36条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第41条 (役員の解任)

代表理事、理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

第42条 (報酬等)

- 1 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、社員総会において報酬の支給を決議した場合はこの限りではない。
- 2 前項の決議は、支給の総額を決め、具体的な支給時期及び支給額については理事会において決定することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

第43条 (構成)

- 1 当法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第44条 (権限)

- 1 理事会は、次の職務を行う。
 - ① 当法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、理事の業務執行を補佐させるために学年幹事を選任することができる。

- 3 学年幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 学年幹事は理事の業務執行を補佐し、各学年会員と理事会との連絡にあたる。

第45条 (招集)

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

第46条 (議長)

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たり、すべての副会長が欠けたとき又はすべての副会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

第47条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第48条 (決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第49条 (報告の省略)

- 1 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第38条第4項の規定による報告については、適用しない。

第50条 (議事録)

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第51条 (理事会運営規程)

理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第7章 委員会

第52条 (委員会)

- 1 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会が決定する。

第8章 資産及び会計

第53条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第54条 (事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第55条 (事業報告及び決算)

1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置く。

第9章 基金

第56条 (基金の募集)

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第57条 (基金の取扱い)

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金の取扱いに関する規程によるものとする。

第58条 (基金拠出者の権利)

- 1 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができる。

第59条 (基金の返還)

- 1 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定める。

第60条 (代替基金の積立)

基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わない。

第10章 定款の変更及び解散

第61条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第62条 (解散)

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第63条 (残余財産の帰属)

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、聖心女子学院又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 事務局

第64条 (設置等)

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

第65条 (委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、令和7年10月20日から施行する。
- 2 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。
(記載省略)
- 3 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
(記載省略)
- 4 当法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第54条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 5 当法人の設立初年度の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、当法人の成立の日

から令和8年3月31日までとする。

6 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

令和7年9月8日

(記載省略)